

# 被災後の生活再建に関する法制度や手続の認知度調査と防災教育

## — 学校教育・社会教育における「被災したあなたを助けるお金とくらしの話」の必要性 —

○岡本正<sup>1)</sup>

1) 学会員 銀座パートナーズ法律事務所 弁護士・博士（法学）・ファイナンシャルプランナー（AFP）  
岩手大学地域防災研究センター 客員教授、北海道大学公共政策学研究センター 上席研究員  
慶應義塾大学・青山学院大学・日本福祉大学・長岡技術科学大学 非常勤講師 tadashilaw@gmail.com

### 1. 生活再建支援制度の認知度アンケートについて

#### 1.1 認知度アンケートの概要

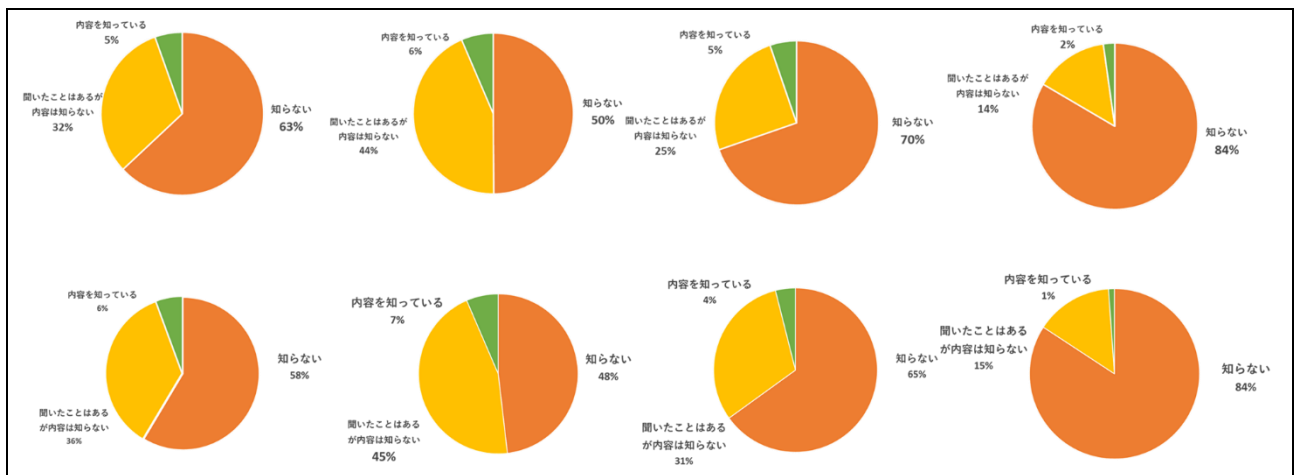
2013年に筆者が創設した慶應義塾大学「災害復興と法1」講座を受講する大学3・4年生（法学部8割、その他全文系の合計2割程度）に対し、初回授業冒頭において、災害直後から爆発的なニーズとして溢れだす、被災者の生活再建に必須の「法制度や手続」のうち特に重要なものについて認知度調査を実施した。

【設問1】 罹災証明書を知っていますか。  
【設問2】 被災者生活再建支援金を知っていますか。  
【設問3】 災害弔慰金を知っていますか。  
【設問4】 自然災害債務整理ガイドラインを知っていますか。  
（1～4共通選択肢）□知らない □聞いたことはあるが内容は知らない □内容を知っている  
【設問5】 「□内容を知っている」とした場合、経緯や経験があれば教えてください。

そもそも制度を知らなければ被災者はそれを利用しようとは思えないし、行動にも繋がらない。仮に、被災後にニュース、広報誌、インターネット、チラシ等で見聞しても、それを自分事と捉えられず、結局制度利用に到らない。熊本地震では、被災者生活再建支援法に基づく「基礎支援金」（被害認定に応じて最大100万円）の申請率は97.8%で、65世帯が申請漏れになっていた（熊本日日新聞2021年7月3日報道時）。また、「加算支援金」（住居再建手法に応じて最大200万円）の申請率は85.6%で、4700世帯以上が、支援対象でありながら給付金未申請状態である（熊本日日新聞2022年4月14日報道時）。ちなみに被災者生活再建支援金には法律上の期限がある。

#### 1.2 認知度アンケートの結果と簡易考察

認知度アンケート結果の速報（上段2021年実施（n=495）、同下段2022年実施（n=355）。下枠記述は□内容を知っているとした場合の経緯）によれば、20歳以上の大学生でも、基本的な被災者支援の制度の認知度は皆無に近い。



■祖父母が宮城県に住んでいることもあって貴重な制度だったと聞いていた。■実際に福島県郡山市に住んでいた時東日本大震災を経験しました。その時に罹災証明書を発行するために母と手続をしたのを覚えていました。■東日本大震災が発生し暫くしてテレビで被災者に関するニュースが取り上げられるようになり罹災証明書や被災者生活再建支援金等を知りました。■ニュースや東日本大震災などの自然災害について扱ったドキュメンタリー番組、新聞などで知りました。■東日本大震災の時、陸前高田で活動されていた弁護士の方の御話をお聞きする機会があったので、その時に教えていただきました。■祖母が福島県いわき市に住んでいて東日本大震災で被災したのでその時自分なりに色々調べたので多少ですが知っています。また中高でキリスト教の学校に通っており、調べたり関連した動画を観ました。■中高で被災者の方の御話を聞く機会が多かったため、何となく内容を知っていました。■Yahoo!ニュースと日経新聞に書いてあるときに読んだことがある。■ニュースで取り上げられていた。■新聞で読んだ。

また、「□内容を知っている」又は「□聞いたことはあるが内容は知らない」とした経緯や経験については、回答者自身の被災経験や、特別の学習経験などの稀有な事情で占められた。この点、マスメディアが情報源にな

ったという回答もあるが、母数に対してそれがごくごく少数であるため、却って、この分野におけるニュースの発信による防災教育・周知啓発効果の脆弱さが際立ったように思われる。原因は、そもそも学校教育や社会教育のなかに被災後の生活再建に不可欠な「お金と暮らし」に関わる法制度や手続きを事前に知っておくことの重要性、そのための防災教育メソッドが浸透していないことにある。筆者も己の無力を痛感する次第である。

## 2. ケーススタディのレポート課題結果について

### 2.1 即日提出レポート課題の概要

2012年に筆者が創設した慶應義塾大学「災害復興法学」（春期・2単位）を受講する法科大学院2・3年生に対し、その初回授業冒頭において、以下の即日短時間のケーススタディ・レポート課題の提出を求めた。

自分自身が次のような状況になったとき、または、被災者から次ようなことを聞いたとき、生活再建に対してどのような手続きや解決策がアドバイスができるかを答えなさい。※制限時間15分程度。

「20XX年のある日、M8.5の南海トラフ地震がおきました。住んでいる地域一帯は、最大20m級の大津波の被害にあいました。所有していた一戸建て自宅と仕事場は基礎を残して流出しました。夫婦共同で個人事業を営んでいましたが、今は仕事が全くできません。配偶者は津波で亡くなりました。同居の子供2名は無事でしたが、来年は私立大学進学と、私立高校進学が見込まれています。夫婦の個人事業資金のローンは3000万円、夫婦の住宅ローンは2000万円、合計で5000万円以上の残額があります。夫婦の土地や預貯金ほかあらゆる財産の価値を合計しても1000万円ほどにしかありません。助かった家族3人は、小学校の体育館に開設された避難所で暮らしています。半月ほどが経ちました。いったいどうしたらよいのでしょうか....。」

レポート分析では、災害後に個人の生活再建で利用できる法制度等で特に重要性の高いものが、キーワードとして挙げられているかを確認した。このキーワード選定には、筆者自身の災害復興実務経験と「災害復興法学」研究や防災教育実績に加え、東日本大震災及び西日本豪雨の被災地復興支援活動に充実する中でも、特に中心的な役割を担う弁護士3名に対し、学生らと同一の条件を設定してレポート回答を依頼した結果を総合考慮した。

### 2.2 ケーススタディのレポート課題結果について

回答することが期待されていたキーワードは7点あり、これらについてのレポート記述状況は次のとおりである（数字左列：2021年実施、数字右列：2022年実施、キーワードへの言及者数/レポート提出数）。

罹災証明書	3/47	4/21	被災者生活再建支援金	0/47	0/21
災害弔慰金	0/47	1/21	自然災害債務整理ガイドライン	1/47	0/21
仮設住宅	6/47	4/21	義援金	0/47	0/21
保険金	8/47	7/21			

「保険金」や「仮設住宅」はある程度日常用語化しているためか、一定人数がそのことに思い当たり記述に到ったようである。それ以外の制度は、法科大学院生でかつ法学既修学生であっても、平時の知識としては全く身につけていなかった。このことは、災害法制度の知識については、個別のプログラムを構築し、様々教育機会・学習機会を積極的に意識して設けない限りは、将来にわたり習得する機会が得られないことを意味している。

### 3. 「被災したあなたを助けるお金と暮らしの話」と社会教育・学校教育の親和性

もともと名称すら知らない法制度情報に、被災後に独力でアクセスすることは困難である。しかし、これらの情報は平時からの「知識の備え」になっていない。被災者のリーガル・ニーズを分析した災害復興法学の取組を踏まえて構築した、いわば、「学校では教えてくれない 被災したあなたを助けるお金と暮らしの話」の実践を強く望みたい。避難訓練や物資備蓄と同様に、災害前から防災教育として知識を習得する必要がある。特に、既存の生涯学習教育（公民館）、社会教育、法教育、主権者教育、金融教育、消費者教育、図書館情報学などの領域とは極めて親和性が高いと考える。また、法律・マネー・道徳等、小・中学生等若年層が社会学習をする際にも、有益な学習素材になるはずである。今後、更なる学校教育や社会教育に関わる教育機関・教育者らと「災害復興法学」の協働・コラボレーションを切実に願うものである。

#### 参考文献

- 1) 岡本正：災害復興に関する法制度知識の普及実態—慶應義塾大学2021年度「災害復興法学」受講生アンケートの紹介、日本災害復興学会予稿集、2021年。
- 2) 岡本正：災害復興法学、慶應義塾大学出版会、2014年。
- 3) 岡本正：災害復興法学Ⅱ、慶應義塾大学出版会、2018年。
- 4) 岡本正：災害復興法学の体系、勁草書房、2018年。
- 5) 岡本正：図書館のための災害復興法学入門、樹村房、2019年。
- 6) 岡本正：被災したあなたを助けるお金と暮らしの話増補版、弘文堂、2021年。
- 7) 高知新聞：高知地震新聞・高知新聞防災プロジェクト『いのぐ』・『被災』を自分事に 悩みを想像 支援策”予習”、2021年5月19日（※筆者による中学生への「被災したあなたを助けるお金と暮らしの話」防災講座。文中記事写真）。
- 8) 岡本正：防災と生活再建のワークショップ「ちしきのソナエ」—公民館のための災害復興法学のすすめ、月刊公民館、2020年2月（※筆者による図書館向け講座）。

